

目次

女性皇族のご結婚と皇室活動の維持	2
平成二十六年度神社庁々務方針	4
神社庁設立七十周年記念事業の方向	5
第三十五回埼玉県神社関係者大会報告	6
平成二十六年度教化研修会のお知らせ	7
平成二十七年「神話カレンダー」について	7
祭式研修会開催について	7
雅楽普及研修会開催について	7
神道青年会禊錬成研修について	7
神道婦人会祭祀舞研修会開催について	7
神職総会開催について	7
神話カレンダー原画展開催について	7
神社における危機管理のススメ	8
火災予防条例の一部改正について	9
庁務日誌抄	10
杜の味めぐり(十)	11



第209号

発行 埼玉県神社庁

さいたま市大宮区高鼻町1-407

電話048(643)3542

編集 庁報室

印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ



第三十五回 埼玉県神社関係者大会 6月20日

女性皇族のご結婚と皇室活動の維持

日本大学教授 百地 章

高円宮典子女王殿下のご婚約と成年女性皇族のご公務

七月四日、高円宮典子女王殿下と出雲大社 橿原・千家国麿氏との「納采の儀」が高円宮邸で行われた。ご結婚は十月五日に出雲大社で挙行されるとのこと、心からお慶びを申し上げます。

典子様のご結婚によって、未婚の女性皇族は七人になられるが、そのうち六名は既にないし早晩、婚期を迎えられる方々である。したがって、このままいけば、男性皇族だけでなく、女性皇族も減少する一方で、皇室の将来が大変、懸念される。

とりわけ、成年女性皇族が果たされてきたご公務は非常に多岐にわたり、このままでは今後が心配である。それ故、今後の皇室活動を維持していくためにはどうしたら良いのか、いわゆる「女性宮家」創設以外の解決策を速やかに考える必要がある。

皇室制度に関する有識者ヒアリングと「論点整理」

女性皇族のご婚姻後の身分や皇室活動のあり方について、周知のように、政府は平成二十四年二月から七月にかけて十二人の有識者から意見を聴取した。筆者も第三回目のヒアリングに、櫻井よしこ氏と一緒に呼ばれたが、2人とも「女性宮家」に反対し、いわゆる「尊称案」の採用を訴えている。ヒアリングで示された主な見解は、以下の

二案であった。第一に、「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案」、いわゆる「女性宮家案」である。そしてこの案が、後に「論点整理」の中で、第I案とされることになった。もう一つの有力案が、女性皇族に皇籍離脱後も尊称を付与し、皇室のご活動を支援していただくという考え、いわゆる「尊称案」と呼ばれるものである。

ヒアリングでは、いわゆる「女性宮家案」を支持する者が八名、反対が四名、他方、「尊称案」を支持する者は六名、反対が一名であった。初めから「女性宮家」創設を企図して行われたヒアリングであったが、予想に反し、反対も多数にのぼった。

ところが、同年十月五日、突然発表された「論点整理」では、「I案（女性宮家案）」について検討を進めるべき」と結論、いわゆる「尊称案」については、あれだけ賛成者が多く、他方、反対論者はわずか一名であったにもかかわらず、「皇室典範改正による称号の付与は困難」と簡単に切り捨てられてしまった。

幸い、その後、第二次安倍内閣が誕生し、安倍総理が「女性宮家案」を白紙にすると発言したことによって鎮静化したものの、今回のご結婚を契機に、一部には再び「女性宮家」案が浮上しており、決して予断を許さない状況にある。

いわゆる「女性宮家」の問題点

それではなぜ女性宮家が問題か。第一に、

「宮家」（世襲親王家）は、「男系」の皇位継承権者を確保し、「皇統の危機」に備えるものだからである。それ故、「女性宮家」など歴史上存在しなかったし、いくら女性宮家を作っても男系の皇統を維持することは出来ない。それどころか、女性宮家は男系の皇統を断絶させる危険をはらんでいる。

現行憲法第二条も「皇位の世襲制」を明記しているが、これは「男系の世襲」を意味する。このことは、政府見解によって繰り返し明らかにされてきた。例えば、憲法制定議会において、金森徳次郎国務大臣は、憲法にいう「世襲」の意味は「現行憲法（明治憲法）と異なるところはない」「男系ということとは、動かすべからざる皇位継承の原理」と答弁している。したがって、女性宮家は憲法違反の疑いさえある。

「宮家」のことを、かつては「世襲親王家」と呼んだ。そして、室町時代以降に作られた「伏見宮家」「桂宮家」「有栖川宮家」それに「閑院宮家」の四つの世襲親王家によって、皇統が支えられてきた。つまり、皇室に直系の親王がおられない時は、四世襲親王家から天皇が即位されたわけである。事実、この四世襲親王家から第百二代後花園天皇、第百十一代後西天皇それに第百十九代光格天皇の三人の天皇が誕生している。

このように二千年にわたる皇統を支えてきた、つまり「皇統の危機」を救ってきたのは「男性宮家」であった。

戦後、GHQの圧力の下、無理やり臣籍降下させられた旧十一宮家の方々は、この伏見宮家の流れを汲む方々である。それ故、皇室の将来を考えるならば、明治の御代に伏見宮

家から多数の宮家が創られた先例に倣い、速やかに新しい宮家を創設しておく必要がある。当時も、明治天皇の直系の成年男子は、後の大正天皇お一人であった。

「女性宮家」の問題点の第二は、もし「女性宮家」を作った場合、民間から入ってくる男性の配偶者やその子の身分をどうするか、ということである。

民間から入ってきた成年男性が、突然「皇族」を名乗ることなど、まず考えられない。かといって、もし「民間人配偶者」や「子」は皇族とせず、民間人のままとしたらどうなるだろうか。女性皇族は皇籍に、そして夫や子供は民間の戸籍に残るから、「夫婦・親子別籍」の家族の誕生となる。また女性皇族には「姓」がなく、夫と子供には「姓」があるから、「夫婦・親子別姓」となる。さらに、皇族費にもとづく女性皇族とそうでない夫および子供は「夫婦・親子別家計」となる。

このような奇妙な「家族」が誕生するわけであるが、これで果たして「家族」といえるだろうか。つまり、このような制度設計は、初めから破綻しているわけである。

他方、仮に女性皇族と民間人の間に誕生した子を「皇族」とした場合「女系皇族」の誕生となるが、もしこの子に皇位継承権を付与するならば、「女系天皇」への道を聞くことになる。しかし、女系天皇は「万世一系の皇統」を否定するものであって、絶対に認められない。

それゆえ、「女性宮家」の創設はどうしても阻止しなければならない。

女性皇族が、皇籍離脱後も公的な立場で活動され、陛下をお支えするために

成年女性皇族の皇室活動であるが、例えば高田宮典子女王殿下が平成二十四年度に務められたご公務の一端を紹介すると、以下の通りである。

- ・新年祝賀の儀ご出席
- ・新年一般参賀
- ・講書始の儀
- ・歌会始の儀
- ・「世界らん展日本大賞二〇一二年」開会式御臨席
- ・駐日外国大使夫妻午餐ご陪席
- ・春秋の園遊会
- ・「第十回いけばなインターナショナル世界大会」ご臨席
- ・外交団鳴場ご接待

・「第六十七回国民体育大会」ご臨席

また、これら以外に、宮中祭祀へのご参列も度々ある。これらを見ると、成年女性皇族がいかに多くのご公務を担われ、皇室活動に貢献されているか一目瞭然であろう。したがって、もし、典子様が皇籍降下され、皇室活動が何もできなくなれば、どなたかがそれを担わなければならぬ。その意味で、皇籍降下後のご活動をいかにして維持していただくか、早急に対策を考えなければならぬ。

それでは、女性皇族が、皇籍離脱後も公的な立場で活動され、陛下をお支えするためにどうしたら良いのか。

まず、私共が従来主張してきたいわゆる「尊称案」であるが、これは次のような見解である。すなわち、女性皇族については、旧典範四十四条にあったように、婚姻による皇籍離

脱後も特例として「内親王」「女王」の「尊称」を認め、陛下を公的にお支えするシステムを構築すべき、というものである。

ちなみに、旧皇室典範の四十四条には「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス。但シ特旨ニ依リ仍（ナホ）内親王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ」とあった。そこで、この先例に倣い、皇室典範を改正して、臣籍降下後も「内親王」「女王」という「尊称」を名乗って戴き、皇室活動をお支えして戴くという案である。

ところが、「論点整理」では、あれだけ賛成者が多く、他方、反対論者はわずか一名であったにもかかわらず、「皇室典範改正による称号の付与は困難」と簡単に切り捨てられてしまった。

また、「尊称案」に対しては、「皇族の身分を離れた方が皇室典範に規定されている『内親王』『女王』などの用語（尊称）を用いることは、門地による差別を禁止する憲法十四条に抵触する恐れがある」との法制局からの批判がある。

これらの批判が当たっていないことは、これまで色々と述べてきた。しかし、何とか従来の線で実現するため、「尊称」に当たらない別の称号を考え、女性皇族に、皇籍離脱後も一般の民間人としてあるいは非常勤の特別公務員として、皇室のご活動を支援して戴くことは出来ないであろうか。

実はすでにそのための対案が作成され、首相周辺で実現に向けて秘かに進行中である。その内容をここで詳らかにすることは出来ないが、この案が速やかに実現されることを強く期待している。

平成二十六年度神社庁々務方針

参事 前 原 利 雄

去る三月十一日、定例の埼玉県神社庁協議員会が開催され、平成二十六年度の予算が承認可決された。ここに今年度の庁務方針について概要を報告する。

新年度予算は、歳入では、二十五年度新たに新設した期首の運転資金としての繰入金壹千万円その他、前年度よりの繰越金を八百万円と見込み、総額で一億八千四百七十四万円とする前年比三百八十六万円の減額予算となった。

この歳入予算の減額は、前年度の厳しい予算編成に際し、特別会計からの補填による差異と神宮大麻頒布減による減収(約二百万円減)である。尚、歳出において、事務局職員の新職に伴い、一名減の五名体制にて事務局費予算を削減した。その他の科目については、前年度の予算執行状況を勘案し、全般的に可能な限りにおいて前年同額の予算とした。

神社庁の諸活動の原資となる教化啓蒙費についても、前年同額の七百五十万円を計上した。この科目は主に、本県教化活動の中核を担う教化委員会(高麗文康委員長)の活動諸費として手当しているものであるが、従来の本県内での活動の他に、一都七県神社庁が協力する教化・IT部門委員会などの、様々な活動を展開するための予算の他、今期新たな重点施策の一つとして、神社庁・総代会・神

政連合同による国旗掲揚推進活動の予算も計上した。

積立金についても、記念事業積立金及び職員退職給与積立金・庁舎積立金をそれぞれ同額計上した。ご高承の通り、昨秋、第六十二回神宮式年遷宮遷御の儀が内宮・外宮両宮においてご斎行になり、奉賛活動もすべて結了した今、向後は、来る神社庁設立七十周年の記念事業としての、新庁舎建設資金捻出に向けた予算編成及び執行に切り替えて行く。今年度も不要不急の支出削減に努めて参る所存である。

尚、予決算(収支計算書)については、例年九月に開催の神職総会の際、業務報告と共に報告の予定にてご承知おき願いたい。

平成二十六年度は、今期二年次であることから、通常業務の適切なる運営及び継続する事業の施策を実行に移す時である。それら事業の充実と、その積極的な推進に努めるほか、新規事業については、中山庁長以下、役員のご判断とご意向のもと、円滑に実施されるよう、各支部をはじめ、関係諸団体とも緊密なる連携を図り、鋭意取組んで参りたい。そのために必要に応じて、補正予算を組むなどして対応していく。

先ず、第六十二回神宮式年遷宮事業の完遂を奉祝し、各神社での参宮・記念事業の実施

を勧奨する。神宮大麻の増頒布運動の展開については、本宗奉賛委員会を中心に取組み、神社本庁の新たな施策を参考に、教化委員会をはじめ協力団体との連携強化を図って参りたい。

次に、来る平成二十八年には、神社庁設立七十周年の佳節を迎えることから、昨年、中山庁長の基本方針として示された「新庁舎建設」「支部再編」について、それぞれ検討委員会の答申を受け、その実現に向けて具体的に取組を進める。その他、とくに斯界をはじめ、本県神社界が抱えている喫緊の問題・事案に対しては、役職員一同迅速に対応すると共に実効性のある方途を講じて参りたい。

また、教化活動については、各支部をはじめ、教化委員会や研修所講師会、更には、一都七県教化担当者会などから全面的な協力を得て、各種研修会・お宮と親子の集いの開催、神話カレンダー・教化冊子などの作成等、更なる内容の充実に向けて参りたい。

その他、次代を担う後継神職の育成や、階位取得のための神務実習の充実を図り、現任神職としての教養を深め、品性を陶冶して、社会の師表たりえる人材養成のための生涯研修の実施、雅楽や祭祀舞振興のための指導者の養成と、県内各地区での講習会の実施についても講師と協議の上、計画を進めて参りたい。

今年度も、各位の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第である。

神社庁設立七十周年記念事業の方向 (新庁舎建設・支部再編について)

参事 前 原 利 雄

埼玉県神社庁は、来る平成二十八年三月五日に設立七十周年の佳節を迎えます。年誌によれば、昭和二十年十二月二十八日に公布された宗教法人令によって、神社院官制は廃止され、翌年二月三日、神社本庁が発足したのを受けて、それまでの大日本神祇会埼玉県支部を解散、新たに武蔵一宮氷川神社々務所の一室を事務所にして、埼玉県神社庁が三月五日に設立されました。

以来、初代有賀忠義庁長をはじめ、歴代庁長・役員のご指導のもと、今日まで県内神社の適正なる護持運営と、神職・総代・氏子の教化育成の為、数々の事業を展開し、その役目を果たして参りました。

また、神社庁では、節目の年に記念事業を行って参りました。因みに、平成十八年の六十周年記念事業では、「英霊報恩感謝祭」(於埼玉県護國神社)、「後継神職育成問題実態調査」、「神社庁ホームページ再構築」、また、宗教法人法の一部改正に伴い、所轄庁への書類写の提出義務を受け、「神社備付書類保存箱の作成・配布」等を行いました。

今回の神社庁設立七十周年の記念事業につきましては、昨年、中山庁長三期目の基本方針として示されました「新庁舎建設」・「支部再編」について、それぞれ委員会にて検討を重ね、その答申に基づき、この度の神社庁設立七十周年記念事業とすることが、役員会にて決定の運びとなりました。

先ず、「新庁舎建設」について、現在の庁

舎(埼玉県神社会館)は、昭和三十七年三月着工、同年九月十三日、竣工祝賀神職大会が開催され、業務が始まりました。爾来、埼玉県神社会館は本県神社界の要として、五十有余年の長きに亘り、風雪に耐えてきました。然るに、近年、老朽化甚だしく、事務室も手狭になり、庁舎建替の声が高まって参りました。幸いにも昨年、武蔵一宮氷川神社のご厚意により、建設候補地のご提案を戴きました。同地が庁舎建設に最適であることから、各関係方面との折衝・手続を経て、来る平成二十八年三月の竣工に向けて、正式に「新庁舎建設委員会」を立上げ、具体的な準備に取り掛かりました。

尚、検討委員会の答申は、

①新庁舎は武蔵一宮氷川神社境内(旧清風荘跡地)を借地建設し、宗教法人化を目指す。

②今後の設計や募財活動等は、新庁舎建設委員会を設置してこれを行う。とする内容であります。

次に、「支部再編」について、現行の九支部は、神社庁設立当初編成されて以来、一度も見直しが行われず、今日に至っております。近年、支部間の格差が著しく、複数の支部では、神職数の減少等により、支部運営上支障をきたし、また、大きな支部では、支部事務局の負担増の問題も見受けられました。これらのことから、可能な限り支部の均等化を図り、事務や財政など支部負担の軽減、情報の速やかなる伝達、全ての支部が安定的かつ適

正なる運営が行われるよう、様々な観点から検討を重ねて参りました。

検討委員会の答申は、

- ①現行の九支部を八支部に再編する。
- ②再編後の支部名称、規則、会計等運営上の必要事項については、当事者間の協議により決する。
- ③再編決定の判断に当たっては、前もって総代会他関係機関にも十分説明を尽し理解を得る。
- ④新支部の施行は、来る平成二十八年四月一日とする。

とする内容であります。

現在、答申内容をもとに再編に向けて、各関係者によりご協議を戴いており、概ね準備が整った段階で、協議員会に提出する予定であります。

この度の「新庁舎建設」「支部再編」は、何れも埼玉県神社庁の将来を見据えた、喫緊かつ重要な事案であります。県内二千の神社及び神職総代神社関係者の相互の利益と、斯道昂揚の為に、何卒、ご理解とご協力を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

各委員は左記の通り(順不同)

◎「庁舎建設検討委員会」

◎「支部再編検討委員会」

委員長	竹本 佳徳	委員長	押田 豊
委員	島野 弘克	委員	鈴木 邦房
〃	蘭田 稔	〃	梅田 久詞
〃	茂木 治男	〃	金鑽 俊樹
〃	恩田 幸脩	〃	河野 健明
〃	東角井晴臣	〃	東 秀幸
〃	高麗 文康	〃	澤田 昌生
〃	金子 元	〃	中山 高明

第三十五回埼玉県神社関係者大会報告

中山 真樹

去る六月二十日、児玉支部当番により、「第三十五回埼玉県神社関係者大会」が、本庄市民文化会館を会場に開催され、県下より約七百名に及ぶ神職・総代の参加を得て、盛大に執り行われました。



児玉郡市神社氏子崇敬者総代会会長でもある、亀田本二埼玉県神社氏子総代会連合会監事による開会の辞に始まり、神宮並びに皇居遥拝、国歌斉唱、敬神生活の綱領唱和を行い、中山高嶺庁長による式辞、大野光政埼玉県神社氏子総代会連合会長の挨拶と続き、次いでご来賓としてお招きした、北白川道久神社本庁統理代理杉山林継理事、鷹司尚武神宮大宮司代理相見和紀欄宜、長曽我部延昭神道政治連盟会長、吉田信解本庄市長の四名より、ご祝辞を頂戴致しました。



続いて、神社庁規程表彰及び総代会恒例表彰が行われ、神職十一名・総代等関係者三十二名の計四十三名が永年の功績により表彰され、代表として、児玉支部の浅見

孝之丹生神社総代長が、謝辞を述べられました。

次に、金鑽俊樹児玉支部長により、大会宣言(案)が朗読され、満場の御賛同を賜り、原案通り決議されました。

休憩を挟み、宮城県亘理郡山元町鎮座の藤波祥子八重垣神社宮司による「東日本大震災と神社」と題した講演が行われ、震災時には社殿や社叢林が津波によって全て流されてしまったことや、現在復興に向けて努力されていること等貴重な体験談を聞く事ができました。



その後、次年度当番の津久井幹雄大里郡市神社氏子総代会長が挨拶され、竹本佳徳副庁長の先導により聖寿万歳の三唱と続き、最後に野口莊二埼玉県神社氏子総代会副会長が閉会の辞を述べられ、大会の幕を降ろしました。なお、藤波宮司講演後の質疑応答の中で、急遽、八重垣神社再興の為の募金が提案されました。結果、多くの方々から合計十七万九千五百十二円もの募金が寄せられ、事務局より藤波宮司に手渡されました。

(児玉支部事務局長)

平成二十六年年度 教化研修会のお知らせ

教化委員会研修部班長 新井 能成

日時 九月十日(水・赤口)～十一日(木・先勝)

会場 三峯神社

研修主題 『自然環境への貢献』

副題 鎮守の杜への住民理解をめざして

開催趣旨

地域の中において神社・鎮守の杜がもつ役割は、集落の成立以来、そこに生きる人々にとって精神的な象徴であり、誇りであり、財産でした。よって、神の「恩顧」を受けてきたと感じていた先人たちは、神社や鎮守の杜の存在に対して、畏敬の念を以て維持・保全・興隆に努め、協力しながらこれを守ってきました。

しかし、現代においては、それまでの歴史を顧みることなく、神社や鎮守の杜の存在を必要とせず、氏子の立場よりも住民・個人の権利を前面にして、落ち葉や害虫の発生、野鳥による糞害や日照不足による苦情を神社に申し入れる人が増えています。

今回は、自然環境や法律の専門の方々を講師にお招きして御意見や解決案を伺い、こうした苦情に対して我々が対峙するのではなく、以後、手を取り合って共存する策を参加者全員で模索しよう」と企画致しました。是非、ご参加下さい。

講師 埼玉県農林総合研究センター

鳥獣防除担当部長 古谷益朗先生

「鎮守の杜で暮らす動物と対策について」

秩父今宮神社宮司・弁護士 塩谷崇之先生

「鎮守の杜をめぐる法律問題・実務上の留意点」

参加締切

八月二十五日(月)までに、支部事務局までお申し込み下さい。

平成二十七年 「神話カレンダー」について

甲田 豊治

平成二十七年「神話カレンダー」の掲載内容が整いましたので御報告致します。

平成二十七年は、倭建命東征の続きとして、東国の代名詞である「あずま(東・吾妻)」の由来ともなった、倭建命と弟橘比売にまつわる関東各地に残るお話しや神社の由緒などを取り上げます。

構成は、

- ・ 弟橘比売にまつわる神奈川県横須賀市走水鎮座の走水神社の由緒
- ・ 同じく弟橘比売にまつわる千葉県木更津市の吾妻神社と橘神社の由緒
- ・ 茨城県は、『常陸国風土記』に載る常陸国の国名由来

・ 埼玉県狭山市鎮座の堀兼神社境内の倭建命が掘らせた「堀兼の井」の由来

・ 東京都清瀬市中清戸鎮座の日枝神社の創祀にまつわる、倭建命が憩われた柵と地名由来

・ 埼玉県秩父郡市からは、倭建命の創建を伝える三峯神社・寶登山神社の由緒

・ 「あずま」の由来では、神奈川・静岡県境の足柄峠での由来を伝える足柄神社、群馬・長野県境の碓氷峠での由来を伝える熊野神社などの由緒

以上を予定しております。どうぞご期待下さい。

(教化委員会事業部班長)

祭式研修会開催について

会場 箭弓稻荷神社

日時 平成二十六年八月二十七日(水)

申込 午前九時より(受付)

申込 各支部事務局

雅楽普及研修会開催について

会場 箭弓稻荷神社

日時 平成二十六年九月二日(火)

申込 午前九時三十分より(受付)

申込 各支部事務局

神道青年会禊錬成研修について

会場 寶登山神社

日時 平成二十六年九月四日(木)～五日(金)

申込 午後十二時三十分より(受付)

申込 神道青年会事務局

神道婦人会祭祀舞研修会開催について

会場 寶登山神社

日時 平成二十六年九月十八日(木)

申込 午前九時より(受付)

申込 神道婦人会事務局

神職総会開催について

会場 川越氷川会館

期日 平成二十六年九月二十四日(水)

申込 各支部事務局

神話カレンダー原画展開催について

会場 秩父神社平成殿二階

日時 平成二十六年十月十二日(日)～十九日(日)

午前十時より午後四時まで

神社における危機管理のススメ

埼玉県神社庁 主事補 武田 淳

昨今、神社を取り巻く環境は劇的に変化しています。今までは考えられなかった様な事件や事故が多発しています。この機会に神社における危機管理を考える必要があるのではないのでしょうか。

多発している争議や不慮の事件・事故への素早い対処、またこれらを未然に防止する為の方策を神社で考える必要があります。

一番目としまして、境内図を使った危険予知訓練のススメです。私は現在、初任神職研修会で「神社実務」を担当しています。その際に、危険予知訓練を実施しています。危険予知訓練とは、職場や作業の状況の中に潜む危険要因とそれが引き起こす現象を、職場や作業の状況を描いたイラストシートを使って、また、現場で実際に作業をさせたり、作業してみせたりしながら、小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を確認して、行動する前に解決する訓練です。境内図を配り、以下の様な手法で行っています。

①現状把握：どんな危険が潜んでいるか

どのような危険が潜んでいるか、問題点を指摘させる。問題点の指摘は自由に行わせ、他のメンバーの指摘内容を批判するようなことは避ける。

②本質追究：これが、危険のポイントだ

指摘内容が一通り出揃ったところで、その問題点の原因などについてメンバー間で検討

させ、問題点を整理する。

③対策樹立：あなたなら、どうする

整理した問題点について、改善策、解決策などをメンバーにあげさせる。

④目標設定：私たちは、こうする

あがった解決策などをメンバー間で討議、合意の上、まとめさせる。

常日頃より、こういったことを職員や総代の方々と話をしておく事により、何か起きた時にスムーズに対応出来るのではないかと思います。是非各社で実施して戴きたく存じます。

二番目としまして、保険加入のススメです。多くの神社では既に火災保険には加入されているのではないかと思います。平成二十三年に発生しました東日本大震災の影響で、地震保険に対する関心も高まっております。神社本庁では火災地震相互共済への加入を勧めております。詳しくは神社庁にパンフレットを用意しておりますので、ご検討されている方はお問い合わせ下さい。

また、神社賠償責任保険への加入も勧めております。賠償責任保険とは、偶発的な事故によって他人のものを傷つけたり、財物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったりすることによる損害を補償するものです。最近の事例では「神社で起きたことだから、当然、神社にも責任がある」という考えを持つ人が増えてきました。神社を取り巻く危険性は複

雑多岐にわたり、形態の違う事故も数多く発生しています。当然、備えとしての神社賠償責任保険への加入も増えてきております。

モラルハザードという言葉をご存知でしょうか？保険用語として使われている言葉ですが、保険に加入することで災害時の補償がなされるため、被保険者としてのリスク回避行動を阻害する、という現象を指します。例えば、自動車保険に加入したことにより、交通事故を起こしても損害が補償されることから、加入者の注意が散漫になり、かえって事故の発生確率が高まる場合や、火災保険に加入した安心から注意義務を怠り、結果として火災事故の発生が高まったなど、リスク回避を疎かにする場合が該当します。

事故を起こさないように神社側で日常の施設管理や職員の業務遂行に細心の注意を払い、リスクを回避するといったリスク管理の実践にも心掛けて戴きたいと存じます。

三番目としまして、専門家を交えた対策のススメです。現在神社庁でも顧問弁護士や顧問会計士・税理士といった専門家と顧問契約を結んでおります。先述の通り、昨今複雑な事件・事故が多発しております。こういったケースの場合、専門家をいれて対応しなければいけない事案も多くなっておりますので、各社でも専門家を交えた対策をご検討下さい。

当庁では今後、危機管理の一環として、神社を取り巻く事件事故発生事例とその後の対応を報告していきますので、各社における運営の一助になれば幸いです。

火災予防条例の一部改正について

神社本庁

昨年八月十五日に京都府福知山市で発生した福知山花火大会での露天商による火災事故を踏まえ、消防法施行令の一部が改正され、本年一月三十一日付で消防庁次長から各都道府県知事、各指定都市市長に対し、「火災予防条例(例)の一部改正について」との通知が発出されました。

火災予防条例(例)とは、消防庁が示す各都道府県内の市町村が定める火災予防条例の準則であり、各市町村は消防法及びこの条例(例)に準拠し、火気器具の使用制限や火災予防上の必要事項などを定めています。

現在、本通知を受けて、各市町村は逐次、当該火災予防条例を改正しており、既に本庁包括下神社においても所轄消防長より届出を行うよう通知される事例も散見されます。

つきましては、各市町村により火災予防条例の改正内容については若干の相違があるものと思慮されますが、概ね左記の事項により改正されることとなりますので、その概要及び神社に係る留意点について、管内神社に周知戴きますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

一、火災予防条例の主な改正内容について

① 消火器の準備の義務付け

祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具

等(プロパンガスや石油、電気等その使用に際して火災発生のおそれのある器具等)を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用することを義務付ける。

② 「指定催し」としての指定要件の整備

消防長は、屋外での催しの内、一定要件以上の大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災発生時に人命や財産に重大な被害を与えるおそれがあるものを「指定催し」として指定する。

③ 屋外における催しの防火管理計画の提出

②の「指定催し」を主催する者は、防火担当者を含め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、開催十四日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならない。

④ 露店等の開設の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防機関に届け出なければならない。

⑤ 「指定催し」主催者への罰則規定

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった者に対し、罰則(三十万円以下の罰金)を科す。

二、神社に係る留意点について

① 前項にてお示しした改正内容の内、露店等の開設に係る部分については、各神社や露天商組合等にて具体的な対応が求められるものと思われます。特に、神社の境内において露店等が開設される場合、露天商の組合等が取り纏めるものであるとしても、祭礼等の主催者は神社となることから、これまで以上の管理、指導が求められることとなりますので、火災事故の未然の防止は勿論、参拝者や神社施設の安全にも充分留意する必要があります。

② 神社における祭礼行事等が消防署による「指定催し」に指定されない場合であっても、不測の事態に備え、必ず消火器を準備しておく必要がありますので、此の点、周知徹底願います。

③ 市町村毎に改正される条例の内容が異なっており、また、指定対象となる催しの規模にも相違があるものと思慮されますので、各神社においては、所在する市町村の火災予防条例の内容を充分に把握した上で、それぞれの地域の実情に合わせ、普段から所轄消防署との連絡を密にされるよう、御留意願います。

以上

※埼玉県内では、二十八消防本部(十五市一町十二組合)があります。所轄の消防本部の連絡先は、埼玉県ホームページ内の「県内消防本部一覧」等で確認下さい。

事業部会（藤沼班）
神社庁協議員会・神政連
於 神社庁
於 青水園

4・11	総代会会計監査会・役員会・評議員会 於 大宮「清水園」	5・22 24	神社本庁評議員会・班斂式・神社庁長会他 中山・竹本・大野出席 神社本庁	4・15	庁報編集会議 於 浦和「靖徳会館」	5・28	事業部会（東角井班・原班合同） 於 大宮・氷川神社	6・29	第三回神社検定 武田・高橋（信）助勢 於 大宮・氷川神社 H P 専門委員会（「さいたま神さままつぷ 作製のための現地調査」） 於 さいたま市岩槻区 神社庁	4・17	番町政策研究所「躍進の集い」 中山・真取・前原出席 東京プリンスH 於 大宮「清水園」	5・30	研修部会（神島班） 於 大宮・氷川神社	6・30	作製のための現地調査 研修部会（神島班） 於 さいたま市岩槻区 神社庁	4・22	教化委員会総会 神青協創立六十五周年大会 於 大宮「清水園」	7・3 4	祭式指導者養成研修会 十三名受講 神社庁祭式指導者養成研修会 橋本・篠田受講 於 皇学館大学 神社庁	4・23	靖國神社春季例大祭 中山庁長参列 神社庁役員会・支部事務担当者会 於 大宮・氷川神社	7・9	新庁舎建設委員会 新庁舎建設協議会 於 神社庁	4・24	神社本庁評議員一都七県の会 中山・竹本・前原出席 於 明治記念館 神社庁祭式指導者打合せ 於 神社庁	7・10	神社庁研修所講師会 於 大宮・氷川神社 埼宗連主催「平和の祈り」 神青会奉仕 於 カトリック川越教会 研修部会（新井班） 於 神社庁	5・2	武田主事補出席 入間支部神職総会 前原参事出席 於 川越「氷川会館」	6・9 10	神宮参与評議員会 中山庁長他出席 神青協一都七県協議会総会 竹本副庁長他出席 於「ラフレさいたま」 神政連本部長事務局局長連絡会・神政連国会 議員懇談会 押田本部長・前原事務局長出席 於 神社本庁	4・1	倉片 彩 新 高麗神社権欄宜（入間） 岩大路賢迅 新 箭弓稲荷神社権欄宜（比企） 鈴木 若根 兼 御嶽社他五社宮司（比企） 杉田 共徳 兼 金佐奈神社他八社宮司（児玉） 石井 哲朗 新 氷川神社権欄宜（北足立） 栗原 迪子 新 北野天神社権欄宜（入間） 鈴木 寿昌 新 調神社権欄宜（北足立） 中西 知正 新 鶯宮神社権欄宜（北葛飾） 八剣 裕紀 兼 鶯宮神社権欄宜（北葛飾） 前原 利雄 兼 鶯宮神社他十社宮司（比企） 河野 健明 兼 玉敷神社宮司（北埼玉） 轡田 勝繁 新 久伊豆神社権欄宜（南埼玉）	5・15	庁報編集会議 事業部会（藤沼班） 新庁舎建設委員会 県教誨師会理事會・総会 前原参事 全国神社総代会代議員会 中山・大野・野口他出席 於 大宮・氷川神社	6・13	神政連県本部会計監査・役員委員会合同会議 於 大宮・氷川神社	6・1	中西 知正 新 鶯宮神社権欄宜（北葛飾） 八剣 裕紀 兼 鶯宮神社権欄宜（北葛飾） 前原 利雄 兼 鶯宮神社他十社宮司（比企） 河野 健明 兼 玉敷神社宮司（北埼玉） 轡田 勝繁 新 久伊豆神社権欄宜（南埼玉）	5・16	県教誨師会理事會・総会 前原参事 全国神社総代会代議員会 中山・大野・野口他出席 於 大宮・氷川神社	6・17	第三回宗教文化セミナー 高橋学芸員他出席 於 國學院大學 神社庁事務担当者会 前原参事出席 於 神社本庁	7・1	河野 健明 兼 玉敷神社宮司（北埼玉） 轡田 勝繁 新 久伊豆神社権欄宜（南埼玉）	5・20	全国神社総代会代議員会 中山・大野・野口他出席 於 大宮・氷川神社	6・20	第三十五回埼玉県神社関係者大会 七百七名参加 於 本庄市民文化会館 事業部会（原班） 於 川越「氷川会館」 教誨師会千葉大会 前原出席 於 千葉県・幕張	免	勝俣由香葉 本 調神社権欄宜（北足立） 河野 雪雄 本 玉敷神社宮司（北埼玉）	4・30	河野 雪雄 本 玉敷神社宮司（北埼玉）	6・30	河野 雪雄 本 玉敷神社宮司（北埼玉）	5・21	神社本庁表彰式 中山・大野・被表彰者他出席 於 明治記念館	6・23 24	事業部会（原班） 於 川越「氷川会館」 教誨師会千葉大会 前原出席 於 千葉県・幕張	前原 將雄	水川神社宮司（比企） （五月二十日 享年八十九歳）
------	--------------------------------	------------	---	------	----------------------	------	------------------------------	------	---	------	--	------	------------------------	------	--	------	--------------------------------------	----------	---	------	---	-----	-------------------------------	------	--	------	--	-----	---	-----------	--	-----	---	------	---	------	-----------------------------------	-----	---	------	--	------	---	-----	--	------	---	------	---	---	--	------	---------------------	------	---------------------	------	-------------------------------------	------------	--	-------	------------------------------

杜の味めぐり (十)

小山食堂

埼玉県熊谷市星川二一三十

〇四八(五二二)四一六〇

定休日は毎週月曜日。月曜が休日の場合は

翌日

たね仁

埼玉県熊谷市宮町二一六三

〇四八(五二二)二六六七

午前八時三十分～午後七時 定休日水曜日

三河屋

熊谷市宮町二一四

〇四八(五二二)一六九一

午前九時～午後七時(日・祝六時)

定休日木曜日

今回は熊谷市

宮町に鎮座して

いる高城神社の

福井千秋宮司に

神社周辺のお店

を紹介していた

だきました。

最初に伺った

のは、神社から

五分ほど歩いた

星川通り商店街

の中にある、創

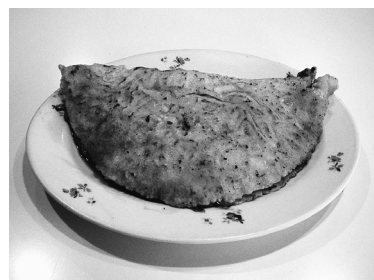


二代目の小山恵美子さんは、地元で採れた安心できる素材を

使っています。

業六十年の「小山食堂」です。お店の中に入ると、ゲーム機のテーブルが目に入り懐かしい雰囲気です。メニューで目に止まったのがお好み焼き風の「ふらい焼」。シンプルな物から肉入りふらいなど様々な種類がありますが、味の決め手は甘さの中に酸味が少しきいたウスターソースです。

そして、この時期にお勧めメニューが「雪くま」かき氷です。熊谷市が町おこしで進める事業で、熊谷の美味しい水から作った貫目氷を削り、オリジナルのシロップを使用したかき氷です。今回取り上げたのは、地元で採れたブルーベリーの果実入りのシロップに甘いミルクがかけられています。雪のようにふわふわとした氷が、口の中に入れた瞬間シロップと共に広がり、暑い夏には堪らない一品です。



使い、大量生産では味わえない手作りの味を提供しています。時代に合わせた新しいメニューを模索しながら、お客様の笑顔を楽しみにしている小山さんに、心の温かみを感じます。

次にお邪魔したのは、「たね仁」という五家寶を製造販売するお店です。取材に伺うと、定休日にもかかわらず快く受け入れて下さり、製造をしている店の奥へ通していただきました。



五家寶は、草加せんべい、川越の芋菓子と並ぶ埼玉の三大銘菓の一つです。「たね仁」という屋号が示すように、元は、百年続く菓子種屋(菓子材料卸売)で、市内の五家寶を製造する店のほとんどに、芯となる餅米で作った「おこし種」を卸していましたが、四代目の内ヶ島幹男さんが約五十年前に、機械化が進んで五家寶の味が落ちたことに危機感を感じ、材料と手造りにこだわった昔ながら



の五家寶の製造販売を始めました。当時は、青大豆など素材を追求し、手に入らない物は近くの親戚の畑で栽培までしたそうです。

内ヶ島さんの製造過程を丁寧に説明する姿は、まさに職人です。四季の変化による温度、湿度に合わせた製造方法、杉の板一枚で五家寶を丸めてゆく、伝統的な製法を見せていただきました。おこし種に糖蜜を絡めたものを芯にして、最初は直径十五センチ長さ三十七センチぐらいの円柱状にし、青きな粉に糖蜜と水あめを混ぜた皮で包み、杉の板でリズムよ

く伸ばしていくと二メートル以上の長さになります。昔はロールケーキ程の太いまだだったようですが、今の細いサイズは、時代に合わせた現代風の五家寶になります。真ん丸に均一にそろった太さを出すのは至難の業です。実は、私は初めて食べたのですが、まず食感にビックリ。見た目は、サクツとしたお菓子かと思いましたが、柔らかくモチリとして、とても美味しかったです。伺った際には緊張感のある作業場で夫婦二代が共に製造していて、伝統的製法が後世に受け継がれていることを感じました。

そして三件目は、創作和菓子が評判の「三河屋」さんです。おすすめは、月替りの和菓子です。お伺いしたのが六月ということで、

「みなづき」というお菓子でした。三角に切られた涼しげな白いウイロウの上に大納言小豆がのつています。小豆には魔



除けの意味が込められていて、高城神社の夏越大祓には奉納菓子として毎年届けられています。

この他、熊谷は、小麦生産量が九千トン以上あり、全国でも有数な産地で、「あやひかり」という種類の小麦と、地元の権田酒造さんの酒粕を使用した、

「権三」という酒粕パウンドケーキがお勧めです。大

納言小豆の入った絶妙な甘さと酒粕の旨味が凝縮され、お酒の苦手な方でも抵抗なく召し上がれます。お菓子の種類は豊富で煎餅や洋菓子なども並んでいます。

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

